

四街道市登園・登所許可証明書

児童名 _____

証明日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____

上の児童については、下記の疾患で療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはない（症状が安定した）と判断したので、登園・登所してよいことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から療養開始

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園・登所可

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準（厚生労働省、保育園における感染症ガイドラインによる） ※以下の基準に基づき医師が判断する
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失する、又は5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺等の腫脹が消失し、普段の食事ができるようになるまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての水疱がカサブタになるまで（ジュクジュクしていないこと） また、抗ウイルス剤を服用中は登園を控える
	帯状疱疹	全ての発疹がカサブタになるまで（ジュクジュクしていないこと）
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱や発疹等症状が回復するまで
	感染性胃腸炎	嘔吐や下痢症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
	マイコプラズマ肺炎	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹があっても全身状態のよい者は登園可能 （ただし、元気がない・だるさを伴う時は休むこと）
	ヘルパンギーナ	解熱し、口腔内が軽快するまで
	手足口病	（喉の痛みや口内炎が良くなり普段の食事ができるようになるまで）
	突発性発疹	解熱し、全身状態が回復するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登園可能だが、覆えない場合はカサブタが脱落するまで （ジュクジュクした状態が治り患部が乾燥するまで）
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	その他の感染症（ _____ ）	

園生活における注意事項（ _____ ）